

世田谷区告示第224号

世田谷区環境美化等に関する条例（平成9年10月世田谷区条例第49号）第17条及び世田谷区環境美化等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第42号）第7条第2項の規定に基づき、雑草除去委託申込者から徴収する雑草除去委託料を次のとおり決定したので告示する。

令和8年4月1日

世田谷区長 保坂展人

1 雑草の除去に係る委託料の額

(1) 1回の除去に係る面積が100平方メートル未満の場合

草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり480円（消費税相当額を除く。）

(2) 1回の除去に係る面積が100平方メートル以上の場合

草刈、運搬及び処分 1平方メートル当たり380円（消費税相当額を除く。）

2 適用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで